

茶の湯文化学会会報 No.88

第88号 / 2016年3月24日 〒606 京都市左京区下鴨森本町15 TEL. 075-702-9270
発行 茶の湯文化学会 -0805 生産開発科学研究所内 FAX. 075-702-9314
http://www.chanoyu-gakkai.jp e-mail chanoyu@oregano.ocn.ne.jp

文化庁に対して要望書を出す理由 熊倉 功夫

二〇一三年二月、ユネスコの無形文化遺産に、日

本が提案していた「和食・日本人の伝統的な食文化」が登録された。それを契機に、いろいろな文化団体が同じ無形文化遺産登録を志向するようになった。たまたま私は和食文化の登録に関わっていたので、相談を受けたりもする。しかし他はともあれ茶の湯こそその有力候補であろうという考えに至った。過年もフランス人で茶の湯の稽古も積んでいる方から、茶の湯の無形文化遺産化に取組みましようとお誘いを受けた。われわれが動く前に外国人から発議されるのも嬉しい反面、恥ずかしい。しかしユネスコの登録は相当に困難なことなので、その前提として、まず何をすべきかを記しておきたい。

和食が登録されたといっても、スシや味噌汁が登録されたわけではない。登録されたのは和食という日本人の食文化、和食文化である。食材や調理法などはもちろん、食べ方や食器・食具、さらに精神や食の社会習慣など食に関する一切を含む文化として登録された。

ユネスコの無形文化遺産の条約では、次の五つの要

素を持つ文化を対象としている。

- 一、口承による伝統及び表現
- 二、芸能
- 三、社会的習慣、儀式及び祭祀行事
- 四、自然及び万物に関する知識及び慣習
- 五、伝統工芸技術

和食文化の場合、二の芸能以外はすべて包含している。分野としてはクリアーできた。和食の技術は口承による伝統という面があるし、正月の雑煮やお節料理のように社会的慣習として日本人の間に定着している行事食も少なくない。和食の精神は「自然の尊重」ということで、自然や歴史に関する知識がまつている。さらに食器やしつらいの中には伝統工芸の技術が息づいている。

これを茶の湯に置き換えれば、一から五まですべて包含していることは一目瞭然。十分ユネスコの無形文化遺産の対象となる分野である。

ところが対象となった上で次の五つの条件をクリ

アールしなければならぬ。

- 一、さきの五つの分野のどこかに属すること
- 二、無形文化遺産に対する認識を深め、世界的に文化の多様性を反映し、かつ人類の創造性を証明するのに貢献すること
- 三、すでに国内で保護措置がとられていること
- 四、できるだけ多くの人びとの参加と同意が得られていること
- 五、国の無形文化遺産の目録に入っていること

一、二、四の条件については問題ない。三は、和食の場合、「食育基本法」の第二四条に「我が国の伝統である優れた食文化の継承」のために施策を講ずる、という文言があり、これを適用して国内の保護措置はある、と説明した。しかしどうにもならないのは五番目の条件で、和食は国の無形文化遺産に認められていないのでクリアできていない。いずれ無形文化財となるものとして文化審議会で認定され、ユネスコに送られた。つまり和食文化の場合、最後の条件については異例中の異例

理事 会

平成二十七年第三回理事会が、二月十四日(日)午後二時より同志社大学徳照館一階会議室において行われた。理事十七名に加え、幹事六名が出席し、以下の議題について討議がなされた。

- 一、国際シンポジウムに対する後援依頼に
関して
- 二、平成二十八年度大会について
- 三、平成二十八年度総会提出議案について
・平成二十七年事業報告、決算報告
・平成二十八年度事業案、予算案
- 四、無形文化財化について
- 五、会誌・会報について
- 六、その他

第一議題では、後援依頼のあった第三回「お茶三昧」二〇一六年茶の湯と茶文化に関するサンフランシスコ国際会議について矢野理事から説明があり、後援を引き受けることが承

の措置がとられたことになる。

すでに日本から提案してユネスコの無形文化遺産になっている文化は二十数件ある。歌舞伎や能楽はもろろん民俗行事である石川県能登の「あえのこと」のような行事も登録されている。しかしこれらはすべて国の重要無形文化財か重要無形民俗文化財かに登録されていて、さきのユネスコの第五の条件にあてはまっている。いいかえると国はこれらの無形文化財の中から順次、ユネスコに提案し登録してきたのだが、最近では各国から登録申請が多くなり、一年に一ヶ国一件しか申請できないことになった。いきおいその候補として国内でも順番待ちしているものが何件もあるというのが実情だ。

それなのに何故、和食文化が異例の提案となり、登録を果たし得たのか。それを可能にした最大の要因は、二〇一〇年に、初めてユネスコが無形文化遺産の対象に食を加えたことであつた。フランスの食文化、地中海の食文化、メキシコの食文化の三件が認められ、それであるならば日本も、と二〇一一年からその検討が、農林水産省が核となり、各省が参画してはじまった。つまりユネスコの側の態度が変わったことが、登録ができた理由の

認された。

第二議題では、平成二十八年度大会が平成二十八年六月十一日・十二日に名古屋において開催されることが確認され、研究会大・見学会・懇親会のスケジュールが神谷理事から示された。また、大会発表の応募状況については田中副会長から、シンポジウムの提題者への依頼交渉などについては竹内副会長から、それぞれ現段階での進捗状況が報告された。

第三議題では、一月末日までの平成二十七年事業報告・決算報告および、平成二十八年事業案・予算案について、当日配布された資料をもとに報告と説明が行われ、それぞれの原案は一部修正の上、提案することが承認された。

第四議題では、文化財保護法の無形文化財の対象領域に茶道を含めるよう、文化庁に提案する文言を作成することが提案され、承認された。

第五議題では、会誌については山田理事から三月の発行に向け現在二十五号の編集作業を進めていることや投稿原稿の応募状況などが報告された。会報については飯島理事より報告が行われた。

一つである。国内の要望も強かった。

さて、では茶の湯はどうしたらユネスコの無形文化遺産にできるのか。ユネスコの変化も期待できないし、国をあげて茶の湯を支援しようという勢いもない。ここは地道に先の五つの条件、ことに第五の国の重要無形文化財に登録するという関門を突破することからはじめる必要がある。さきの第三の保護に關しては「芸術文化振興基本法」第二条に「生活文化(茶道、華道)」と規定しているので問題はない。ここは国の文化財保護法の中でまず重要無形文化財の目録に登録することを目標とし、その実現ののち、ユネスコに提案する候補となるのが順番であろう。ここに、茶の湯文化学会から文化庁に対して要望書を提出しようとする理由がある。



第六議題では、六月末実施予定の第三十九回研究会の計画案について、田中副会長から説明があり、承認された。



例会

東京例会

(平成二十七年十一月七日)

『東都茶会記』にみる懐石の変遷

―ベークン・アスパラガスを中心に―

石井智恵美

明治維新後、日本は西洋料理等をはじめとする海外の料理を積極的に取り入れた。そのことが当時の茶会の懐石に何らかの変化をもたらさなかったかということに関心を持ち、『東都茶会記』の中の茶会一四六回を対象として献立の一覧表を作成した。今回は当時としては珍しい西洋の食材であったアスパラガスとベークンをとりあげ、検討した。

ベークンは『東都茶会記』で益田紅艶によって二回(大正六年五月十八日午前八時「目黒啼鳥会」、大正六年十二月十九日朝茶会「伊賀揃い茶会」)使用されている。二回とも朝の茶会であり、西洋の朝食の様子を知る紅艶の工夫であろう。淡白な野菜とベークンを巻合わせ、鶏肝や鵜団子とともに青串に差ししたもののようである。

(平成二十八年一月三十日)

「利休所持 備前茶入「布袋」の白地金襴考」

吉岡 明美

静かな佇まいの和物茶入・備前肩衝銘布袋(表千家不審菴藏)は、千利休(一五二二〜一五九一)が所持した茶入として名高い。利休は、唐物茶入が全盛であった時期に初めて備前焼茶入を茶会で披露した。しかも、これは銘のついた和物茶入の初出として知られる。利休は、侘びた備前茶入を中国渡来の白地金襴の袋に入れ、この茶入は「袋ばかり」ゆえ、銘を「布袋」にしたと客に述べている。利休は、白地金襴の仕覆を強調して、あって「布袋」と名付けたのであろうか。本来は付属品である仕覆が、本体である茶入の銘のもとになっている極めて珍しい例である。天正十五年(一五八七)、利休が初めて「布袋」を使用した茶会の客・神谷宗湛は「御茶入備前肩衝ヲ白地ノ金ラン袋ニ入、緒ツカリ紅也、利休被仰ニハ、此茶入ハホテイト申候、袋ハカリナホトニト有也」と『宗湛日記』に記している。おそらく、唐物茶入を期待していた客は、仕覆から取り出された侘びた和物茶入を目にして、さぞ驚いたことであろう。茶会記で白地金襴の使用例を年代順にみてい

この当時のアスパラガスはホワイトアスパラガスであったようだが、益田鈍翁はこれを三回(大正四年五月十五日「太郎庵初風炉」、大正五年五月二十五日「為楽庵不味忌」、大正六年五月二十三日「太郎庵初風炉」、汁の実として)、近藤廉平男は一回(大正四年六月一日「其日庵追福茶会」、向付、胡麻和えとして)、茶会の懐石に使用している。

西洋食材として日本に導入されたアスパラガスやベークンも、やがて上手に和食に工夫されて日常食の中に利用されるようになっていく。茶会の料理においても懐石全体のバランスを崩すことのないような用い方の工夫が見られた。

「備前焼建水」

下村奈穂子

備前焼の建水が初めて茶会記に登場するのは、『天王寺屋会記』の天文十八年(一五四九)十二月十二日の条で、堺の町衆である棟宗理の茶会の記録である。これは、茶会記に初めて記された備前焼についての記述であるのと同時に、初めて記された国内産陶磁器の建水でもある。以降、十七世紀まで、茶会記にあらわれる国内産陶磁器の建水のうち、最も登

場回数が多いのが備前焼である。

特に永祿九年(一五六六)から天正十三年(一五八五)までの二十年間、備前焼は茶会記に登場する全ての建水のうち、最も多くあらわれ、登場回数は実に全体の四割強であった。この時期の器形を分析すると、棒の先形、甕の蓋形、面桶形、合子形の四種しかみられない。そこで、この四種を十六世紀の備前焼建水の典型的器形と位置付けることとした。

天正十四年以降は木製の面桶が多用され、備前焼建水の流行は去ってしまう。ただし、京都三条や堺環濠都市遺跡の出土資料から、生産自体は継続されていたことが明らかになる。これらの遺跡より、胴部に歪みや窺目などの装飾が加えられた建水が出土したのである。

寛永期(一六二四〜四五)以降、茶会記に典型的四種以外の六角形や四角形などの器形が初めて確認できるようになる。また、水指や茶入、花入などの他の器種で、十七世紀中期以降に伊部手の茶道具が作られたことを鑑みると、建水も同様に伊部手のものが生産されたと考えられる。

例会の案内

東京例会

四月十六日(土) 午後二時

(会場: 根津美術館)

「古典文献に見る工夫茶文化の成立(仮)」

梁 旭璋

「人格教養としての茶道」

岡本 浩一

五月七日(土) 午後二時

(会場: 東洋英和女学院大学大学院)

「江戸の文芸と茶の湯」

石田 修

「宝暦から天明の茶の湯情報」

―茶人の評判記など江戸文芸から―

村上瑛二郎

七月十六日(土) 午後二時

(会場: 未定)

「茶経」における茶の異名について」

高橋 忠彦

「秀吉の茶の湯の本質」

中村 修也



九月二十四日(土) 午後二時

(会場:未定)

(未定)

「中国から日本に伝来した

三種の喫茶法の呼称について(仮)

岩田 澄子

東海例会

四月十六日(土) 午後二時

(会場:名古屋文化短期大学)

「これが一休の書か」

名児 耶明

近畿例会

五月十四日(土) 午後二時

(会場:同志社大学/予定)

「頼山陽における煎茶についての一考察

—「桐陰茶寮記」を中心として—

島村 幸忠

「確認された大名物丸屋文琳について」

矢野 環

北陸例会

九月十七日(土) 午後二時

(会場:未定)

(未定)

高知例会

六月十九日(日) 午前十時

(会場:高知県立文学館 慶雲庵茶室)

「茶の湯文化学会二十八年度大会の

研究発表をテーマとしたシンポジウム」

軽食茶事 正午

席 主 三名

会 費 一〇〇〇円

※参会希望者は予め連絡をして下さい

九月四日(日) 午前十時

(会場:高知県立文学館 慶雲庵茶室)

文献研究(内容未定)

平成二十八年度

総会・大会のご案内

平成二十八年度総会・大会を、左記のようにご案内いたします。大勢の方々のご参加をお待ち致しております。

日程:平成二十八年六月十一日(土)

総会・大会

十二日(日)

茶会

開催地:名古屋文化短期大学

※詳細につきましては、後日郵送にてご案内する予定です。



【新刊紹介】

*「木津宗詮—武者小路千家とともに—」

木津宗詮著

宮帯出版社(定価二〇〇〇円+税)

武者小路千家の歴史、松平不昧、紀州

*「備前焼茶道具の研究」

下村奈穂子著

法蔵館(定価九五〇〇円+税)

備前はなぜ、茶道具として好まれるのか? 伝世資料、出土資料、茶会記などの文献資料から、備前焼茶道具の編年作業を行い、侘び茶の道具としての展開と位置づけ、さらには茶の湯における美を明らかにする。

*「平成茶道記 現代教養者の茶事・茶会」

筒井絃一著

淡交社(定価二二〇〇円+税)

著者が参会した思い出の茶事・茶会について、一会の趣向や道具組はもとより、席中の会話などを紹介する、客の視点で綴る文学的茶会記。高橋箒庵の『東都茶会記』『大正茶道記』『昭和茶道記』に続く、平成の茶事・茶会はどのようなものなのかを知らしめる。

*「エピソードで綴る名物物語」

—「名物」という不思議な魅力を放つ文物にとりつかれた人びと—

矢部良明著

宮帯出版社(定価二七〇〇円+税)

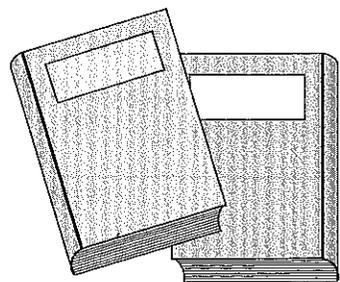
重宝・北山殿御物・東山殿御物・柳宮御物・大名物・中興名物など「名物」という不思議な魅力を放つ文物にとりつかれた人びとの営みと価値観の変遷を、資料に基づきながら解き明かす。

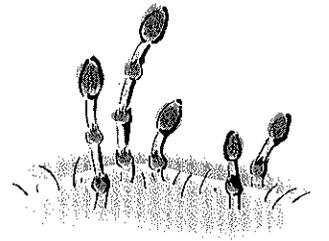
*「大圓菴様御一代御茶事記 翻刻」

(出雲国大社町・手銭記念館所蔵)

米澤義光編

茶の湯文化学会宛寄贈本





近畿例会発表者募集

近畿例会では研究発表者を募集しています。発表を希望される方は八〇〇字程度の要旨を添えて、学会事務局まで、メールもしくは郵送でご応募ください。

- ・発表時間…一人発表五十分 質疑応答十分
- ・メールでの応募の場合は、件名を「例会発表応募」としてください。
- ・連絡先その他、現在の所属先／肩書きなどあれば、あわせてお知らせください。

- ・発表時期のご希望があれば、希望する月を書き添えてお申込みください。
- ・会場の都合などにより、発表時期等ご希望に添えない場合がありますこと、ご了承下さい。
- ・近畿例会以外での発表を希望される場合は、発表を希望する場所もあわせてお知らせください。ただし、例会によっては、既に発表者が決定している場合があります。
- ・応募者多数の場合は、審査の上決定いたします。
- ・その他、なにかご質問等ございましたら、学会事務局までお問い合わせください。

